

## Tax and Legal Letter

# 相続分について

本コラムにおいては  
「相続分」について、紹介します。

右記目次に倣い、法務上のポイント、  
税務上のポイントを交えながら解説し  
ていきます。

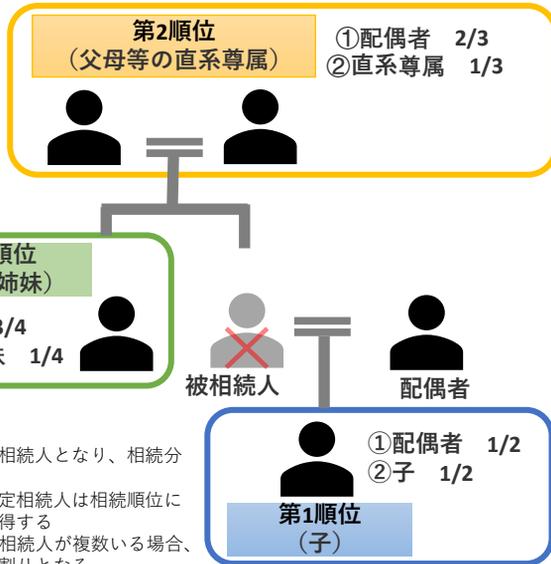
1. 相続分とは
2. 相続税の計算における法定相続分
3. 相続分の放棄
4. 相続分の譲渡
5. 判例
6. 相続分の譲渡における課税関係
7. 法定相続分と課税に関するQ&A

## 1. 相続分とは

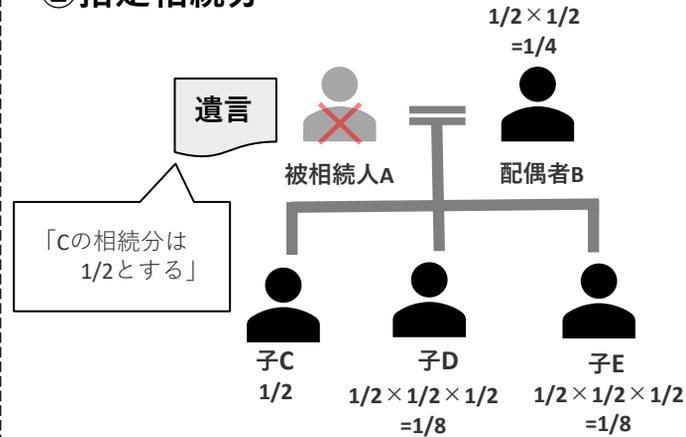
相続分には、以下の2つがあります。

- ①法定相続分：被相続人の相続にあたり、各相続人の取り分として民法上定められた相続分
- ②指定相続分：被相続人が遺言によって指定する相続分

### ①法定相続分



### ②指定相続分



## ! 法務ポイント

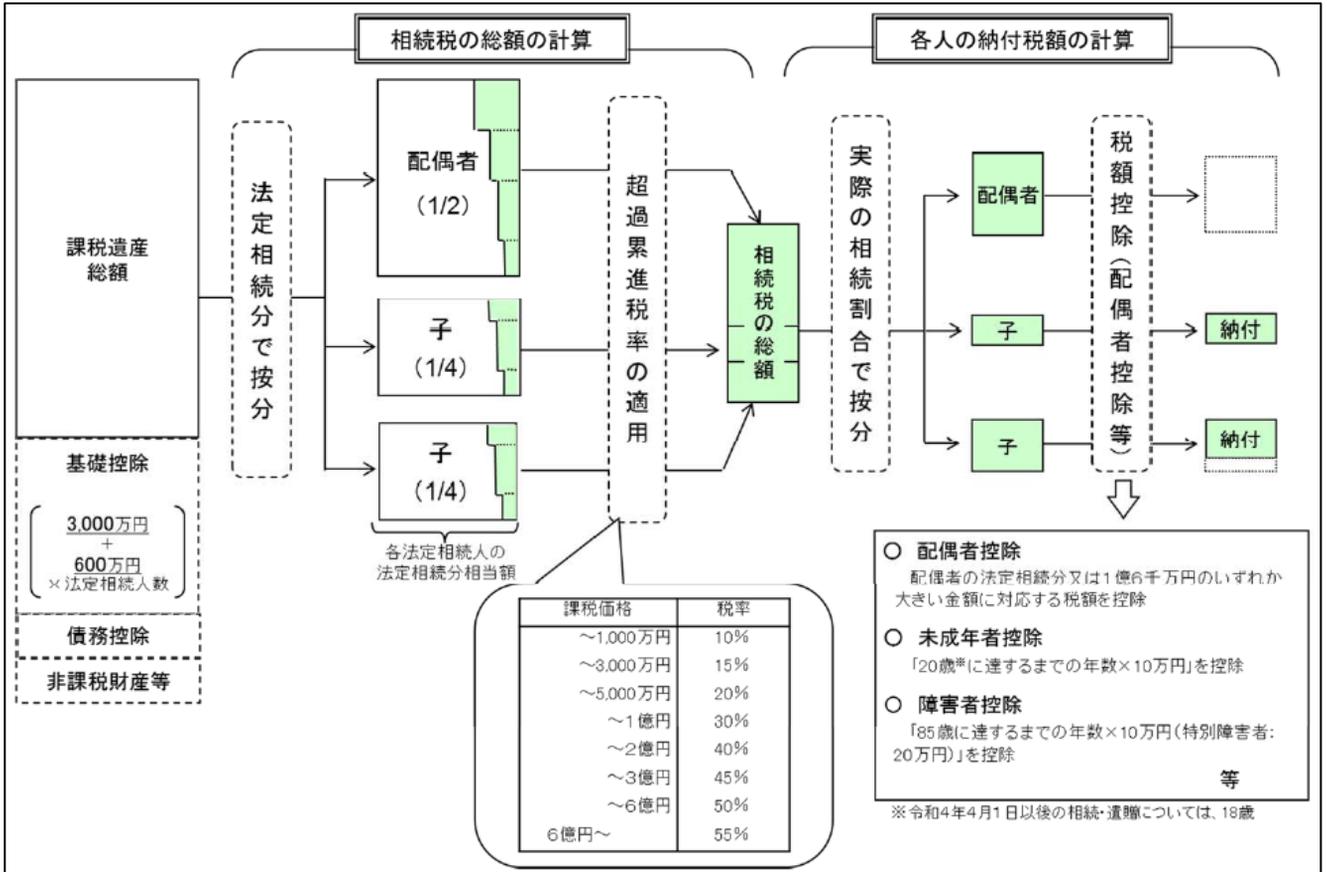
法定相続分も指定相続分も、相続人間の遺産分割協議で合意ができれば異なる内容による相続をすることができます。



ホウムちゃん

## 2. 相続税の計算における法定相続分

日本では、相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって計算し、それを各人の取得財産額に応じ按分して税額を計算する方式（法定相続分課税方式）が採られています。



出典： <https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/2zen4kai2-1.pdf> 内閣府税制調査会（2020年11月13日）資料一覧【総4-2】加工して作成



### 税務ポイント

※超過累進税率による税額の調整は省略

同じ課税遺産総額であっても法定相続分が異なれば、相続税の総額も異なります。

#### 例) 課税遺産総額が10億円であった場合

##### ■ 相続人が配偶者と子2人であったとき

【法定相続分相当額】

配偶者：10億円×1/2 = 5億円

子1人：10億円×1/4 = 2.5億円

【相続税総額】

(5億円×50%※) + (2.5億円×45%※×子2人)

= 4.75億円

##### ■ 相続人が子5人であったとき

【法定相続分相当額】

子1人：10億円×1/5 = 2億円

【相続税総額】

2億円×40%※×5人 = 4億円



ゼイムちゃん

上記のとおり相続税の総額を算出してから、各人の相続割合で按分して各人の納税額を算定します。したがって、各相続人の相続財産額に税率を乗じて相続税を計算するのではありませんので、ご注意ください。

### 3. 相続分の放棄

相続分の放棄とは、相続が開始してから遺産分割までの間に遺産分割において自己の取得分がないものとする旨の一方的な意思表示をいいます。

**方式**

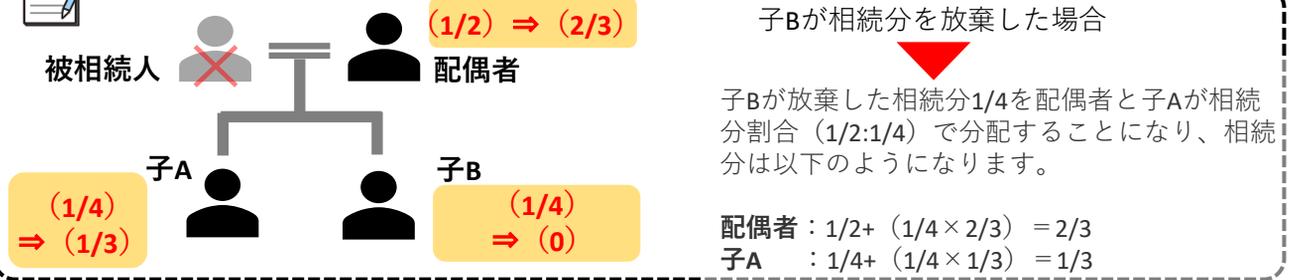
法律上定めはありませんが、実務上は本人の署名、実印による押印、印鑑証明書の添付が求められます。  
(※相続放棄と異なり、裁判所での申述も不要)

**効果**

放棄者の相続分は他の共同相続人の各人の相続分の割合に従い分配され、各相続人に帰属することになります。ただし、相続人としての地位を失うわけではないので、放棄者は相続債務の負担義務は免れません。



**memo**



### 4. 相続分の譲渡

相続分の譲渡とは、相続が開始してから遺産分割までの間に、相続人が自分の相続分を譲り渡すことをいいます。

**方式**

法律上定めはなく、口頭でも書面でも行うことができます。ただし、紛争防止の観点から書面作成をしておくことが望ましいといえます。

**譲渡対象**

相続分の譲渡は他の相続人だけでなく相続人以外の第三者に対しても行うことができます。

**一部譲渡**

持分割合の一部譲渡も可能です(※個別財産の一部譲渡はできません)。

**効果**

相続分の譲受人は、譲渡人が相続財産に対して有する相続分をそのまま取得し、遺産分割手続きに関与することができます。ただし、債権者の関与なく譲渡が行われるため、譲渡人が対外的に相続債務を免れるものではありません。



#### 法務ポイント

相続放棄の場合は相続人の地位自体失いますが、相続分の譲渡や相続分の放棄の場合は相続人としての地位を失うわけではないので、相続財務の負担は免れません。

相続分の譲渡を行い第三者が相続関係に介入してくると、相続関係が複雑になります。これに対応するため、民法では相続人以外の第三者に譲渡された場合、以下の要件を充足すれば**相続分の取戻権(民法905条)**を行使することが認められています。相続人1人が単独で行うことも可能ですが、その場合は相続分は行使者に帰属すると解されるので注意が必要です。

**要件**

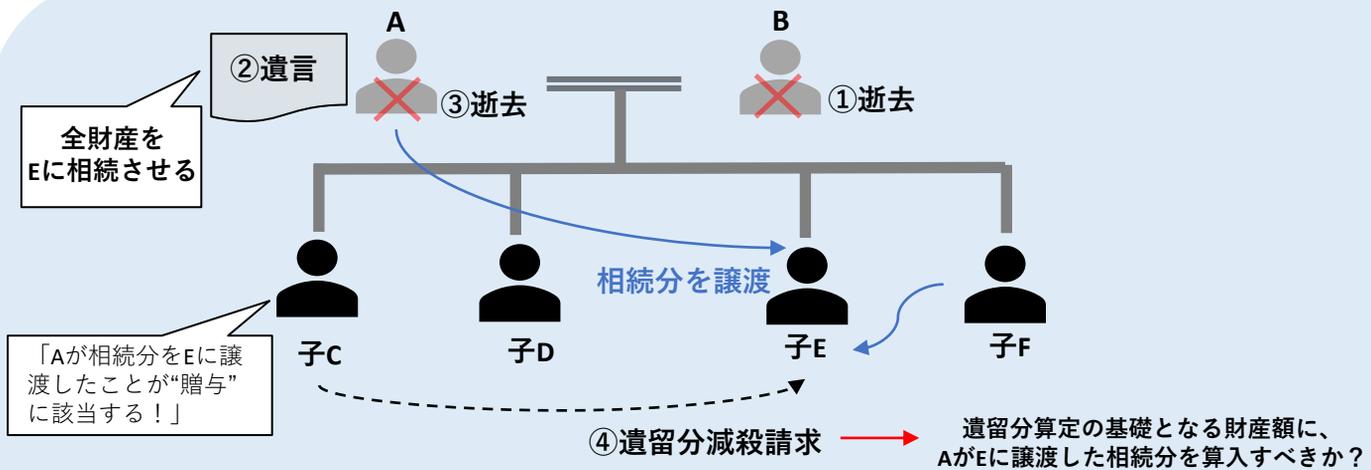
- ①**相続分の譲渡から1か月以内**に行使すること
- ②相続分を譲り受けた第三者に対して、譲渡の対象となった相続分の時価と譲渡に要した費用を支払うこと



ホウムちゃん

## 5. 判例

### 👍 相続人間における無償の相続分譲渡が「贈与」にあたるか



#### 事案（最高裁平成30年10月19日）

- ①平成20年12月：B逝去。A及びFは、Eに対して各自の相続分を譲渡。
- ②平成22年8月：Aは全財産をEに相続させる旨の公正証書遺言作成。
- ③平成26年7月：A逝去。
- ④平成26年11月：CはEに対して遺留分減殺請求権を行使する旨の意思表示をした。  
CはAが相続分をEに譲渡したことが「贈与」（民法903条1項）に該当し、遺留分算定の基礎となる財産額に算入すべきと主張。



#### 判決

共同相続人間においてされた無償による相続分の譲渡は、譲渡に係る相続分に含まれる積極財産及び消極財産の価額等を考慮して算定した当該相続分に財産的価値があるとはいえない場合を除き、上記譲渡をした者の相続において、民法903条1項に規定する「贈与」に当たる。

### ! 税務・法務ポイント



ゼイムちゃん

相続分の譲渡がなされた場合には、譲渡人が死亡した場合の相続に際して、民法903条1項に定める「贈与」として、特別受益とみなされ、相続財産への持ち戻しが必要になったり、遺留分算定の基礎となることがあり得ますので、留意が必要です。

譲渡された相続分の価額の評価基準時については特別受益一般と同様に相続開始時になると考えられます。

相続分の譲渡が行われたときの課税関係は、次頁をご参照ください。  
暦年課税の対象とならない特別受益は、Bの死亡後3年以内にAが死亡しても、相続税の課税価格に加算する贈与財産には含まれません。



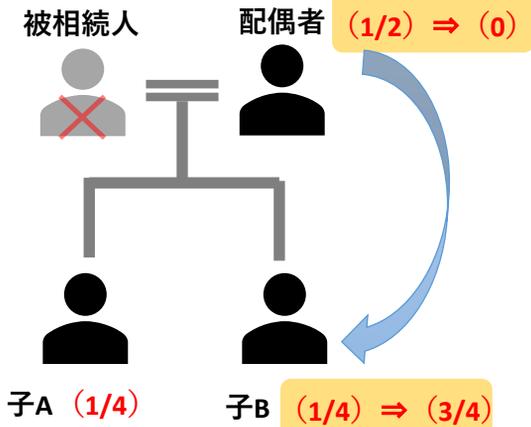
ハウムちゃん

## 6. 相続分の譲渡における課税関係

相続人は自分の相続分を他者に譲渡することができます。  
ただし、譲受者が誰であるかによって課税関係が異なります。

### 1 相続人から相続人へ相続分の譲渡があった場合

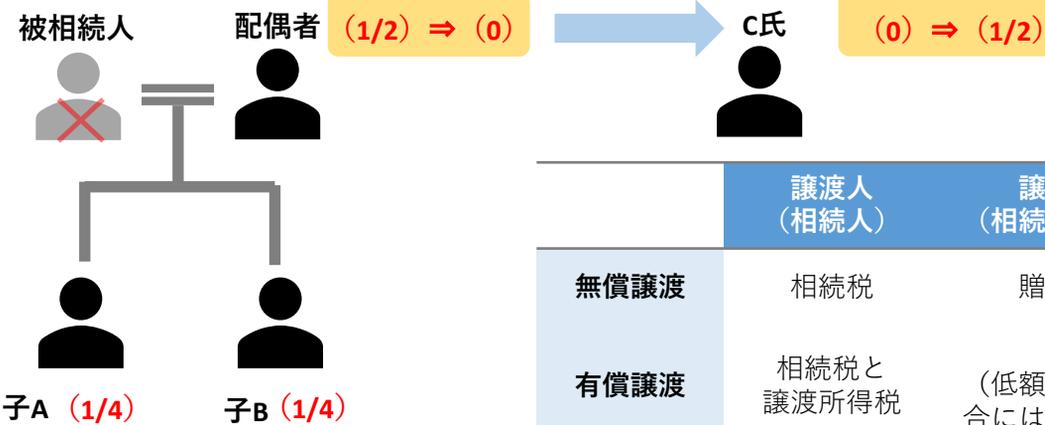
相続人である配偶者がその相続分の全部を、同じく相続人である子Bに譲渡



	譲渡人 (相続人)	譲受人 (相続人)
無償譲渡	-	元々の相続分と合算して相続税
有償譲渡	譲渡対価に相続税	元々の相続分と合算し、譲受対価を控除した額に相続税

### 2 相続人から相続人以外へ相続分の譲渡があった場合

相続人である配偶者がその相続分の全部を、相続人ではないC氏に譲渡



	譲渡人 (相続人)	譲受人 (相続人以外)
無償譲渡	相続税	贈与税
有償譲渡	相続税と譲渡所得税	- (低額譲受の場合には贈与税)

### ！ 税務ポイント



ゼイムちゃん

相続人以外の人へ相続分を譲渡した場合には、一旦相続し、その後譲渡したものと課税されます。したがって、相続分の譲渡による課税上のメリットはありません。

遺産の中に不動産が含まれている場合の不動産登記も上記と同様で、一旦（共同）相続登記を行い、その後、譲渡人から譲受人への持分移転登記を行うことになります。

## 7. 法定相続分と課税に関するQ&A

### Q 相続人の一人が相続放棄した場合、相続税の総額の計算に影響はあるか？

法定相続人が配偶者・長男・長女であった場合に、長男と長女が相続放棄して、相続人が配偶者と被相続人の兄弟になった。（被相続人の両親は既に死亡）

### A 相続放棄がなかったものとして相続税の総額の計算を行います。

相続税の総額の計算においては、相続放棄した人がいても、その放棄がなかったものとした場合の法定相続人で計算を行います。  
したがって、配偶者・長男・長女が法定相続人であり、その法定相続分で課税遺産総額を按分し、相続税の総額の計算を行います。

相続放棄によって相続人に変更が生じた場合には、課税価格に加算する贈与財産（被相続人からその相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与によって取得した財産）も変わります。  
これによって、課税遺産総額には変更がある可能性がありますので、ご注意ください。

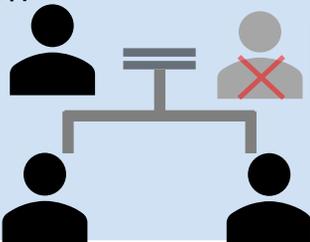


#### memo

相続放棄した人は、初めから相続人ではなかった者として扱われますので、相続放棄した人の代襲相続は認められません。つまり、長男と長女の子に相続権は生じません。

### Q 法定相続分とは異なる相続割合で遺産分割した場合、差額に課税はあるか？

配偶者                      被相続人



【被相続人の財産】合計 2億円  
 自宅 5,000万円・・・配偶者（法定相続分1/2⇒1億円）  
 自社株式 8,000万円・・・長男（法定相続分1/4⇒5,000万円）  
 現金 7,000万円・・・長女（法定相続分1/4⇒5,000万円）

### A 法定相続分と実際の相続割合の差額について、相続税以外に贈与税が課されることはありません。

民法において、「遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする」と規定されています。したがって、必ずしも法定相続分どおりに遺産分割されることは想定されておらず、法定相続分と実際の相続割合が異なっても、その差額について贈与税が課されることはありません。

株式会社青山財産ネットワークス（以下「当社」といいます。）のウェブサイト（以下「本サイト」といいます。）から資料（以下「本資料」といいます。）をダウンロードする場合は、下記の事項に同意したうえで、当該事項を遵守し、本資料をご利用下さい。

### 著作権

本資料の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含みます。）、商標権、その他知的財産権、肖像権等の権利（以下総称して「知的財産権等」といいます。）は、当社又は正当な権原を有する第三者に帰属します。

### 禁止事項

1. 本サイトで配布する本資料を当社が別途許可する範囲を超えて加工する行為や、改変する行為は禁止します。
2. 本サイトで配布する本資料の内容を、当社が事前に承諾した場合を除き、本サイト以外のウェブサイトにおいて転載する行為は禁止します。
3. 本サイトで配布する本資料を複製、譲渡、貸与、頒布、二次配布、公衆送信化するなどの著作権を侵害する行為は禁止します。
4. 本サイトで配布する本資料の公序良俗に反する内容・目的での使用、その他、犯罪・違法行為での使用は禁止します。
5. 上記各禁止事項に違反されたご使用があった場合、当社はいつでもその使用を禁止することができるものとします。

### 免責事項

1. 本サイトで配布する本資料は予告なく内容の変更や削除を行う場合があります。
2. 本サイトで配布する本資料のご利用はご利用者様の責任においてなされるものとします。また、その利用によって生じたいかなるトラブル・損害等について、当社は一切責任を負わないものとします。